

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、そ  
の翌日)

## 目次

### ◇規 則

- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
- 鳥取県予算規則の一部を改正する規則(財政課)
- 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則(税務課)
- 鳥取県宮病院事業財務規則の一部を改正する規則(医務課)
- 鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則(〃)
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)
- 鳥取県保母修学資金貸付規則を廃止する規則(児童家庭課)

### 公布された規則のあらまし

#### ◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

##### 一 本庁に関する事項

### 二 地方機関に関する事項

- 1 課の内部組織の変更
  - (一) 広報文書課の内部組織のうち監理文教係の名称を私学振興係に改めることとした。(第六条関係)
  - (二) 企画課の内部組織としてリゾート推進室を新設することとした。(第六条関係)
  - (三) 営繕課の内部組織のうち県民会館等建設室の名称を県民会館建設室に改めることとした。(第六条関係)
- 2 地方機関の内部組織の変更
  - (一) 県立中央病院の内部組織を次のとおり変更することとした。(第七十九条関係)
    - (1) 救命救急センター、周産期センター、腎センター、総合検診センター及び中央放射線室を新設すること。
    - (2) 看護科、薬剤科、事務科及び給食室の名称をそれぞれ看護部、薬剤部、事務部及び栄養管理室に変更すること。
  - (二) 県立厚生病院の内部組織を次のとおり変更することとした。(第七十九条関係)
    - (1) 中央放射線室を新設すること。
    - (2) 看護科、薬剤科、事務科及び給食室の名称をそれぞれ

看護部、薬剤部、事務部及び栄養管理室に変更すること。

(三) 県立病院の内部組織にそれぞれその長を置き、看護部に副看護部長を置くこととした。(第百五十七条関係)

(四) 県立積善学園の内部組織のうち盲部及びろうあ部を統合し、養護部とすることとした。(第六十三条関係)

3 地方機関の名称変更

県立社会福祉施設の名称を次のとおり変更することとした。(第四十三条、第四十七条の二関係)

種別	名 称	
	現 行	変 更 後
身体障害者更生施設	鳥取県立身体障害者更生指導所	鳥取県立障害者福祉センター厚和寮
身体障害者療護施設	鳥取県立身体障害者療護園	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮
身体障害者授産施設	鳥取県立鳥取第二授産所	鳥取県立障害者福祉センターつばさ園
	鳥取県立鳥取第三授産所	鳥取県立障害者福祉センターあさひ園
精神薄弱者授産施設	鳥取県立鳥取第一授産所	鳥取県立白兔はまなす園
養護老人ホーム	鳥取県立西部養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑
	鳥取県立西伯特別養護老人ホーム	鳥取県立西伯有楽苑

特別養護老人ホーム

鳥取県立東部特別養護老人ホーム	鳥取県立三津白寿苑
鳥取県立中部特別養護老人ホーム	鳥取県立巖城はごろも苑
鳥取県立米子特別養護老人ホーム	鳥取県立皆生みどり苑
鳥取県立智頭特別養護老人ホーム	鳥取県立智頭心和苑
鳥取県立日南特別養護老人ホーム	鳥取県立日南石霞苑

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県予算規則の一部を改正する規則

一 予算事務のオンライン化に伴う予算関係様式の全般的整備を行うこととした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成二年四月一日から施行し、平成二年度分の予算から適用することとした。

◇鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

一 納税貯蓄組合設立届、組合役員及び組合員名簿等の様式を改めることとした。

二 この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

- 一 繰延勘定として整理する費用に控除対象外消費税額を加えることとした。(別表関係)
- 二 県立病院の組織改正に伴う、所要の規定の整備をすることとした。(第四条、第四十三条、第六十九条関係)
- 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。ただし、
  - 二は、平成二年四月一日から施行することとした。
  - 一は、平成元年度の事業年度から適用することとした。

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正
  - 1 授業科目及び授業時数を変更することとした。(別表第一関係)
  - 2 男子である生徒についての授業科目及び授業時間数の特例を廃止することとした。(第六条関係)
  - 3 除籍事由から精神の障害を理由とするものを除くこととした。(第十八条関係)
  - 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 二 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正
  - 1 授業科目及び授業時数を変更することとした。(別表第一関係)
  - 2 男子である生徒についての授業科目及び授業時間数の特例

を廃止することとした。(第六条関係)

- 3 除籍事由から精神の障害を理由とするものを除くこととした。(第十八条関係)
  - 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 三 施行期日等
- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。
  - 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 県営住宅の家賃の決定及び変更(別表関係)
  - 1 増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。



3 住戸改善を実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。

団地名	種別	家賃	
		住戸番号	戸数
西郷団地	第二種県営住宅	三号及び四号の住宅	二
	第一種県営住宅	一三三号及び一三四号の住宅	二
上井団地	第一種県営住宅	四七号から四九号までの住宅	三
	第一種県営住宅	五〇号の住宅	一
上粟島団地	第一種県営住宅	一五五号から一五七号まで及び一七一号から一七五号までの住宅	八
	第一種県営住宅	二二号、二二号、二四号及び二五号の住宅	四
余子団地	第一種県営住宅	二二三号及び二六号の住宅	二
	第一種県営住宅	二二四、二四〇円	二四、六〇〇円
		一五、一四〇円	二五、九二〇円
		二〇、〇五〇円	二〇、四四〇円
		九、八八〇円	二五、七七〇円
		八、五四〇円	二四、四九〇円
		二〇、七八〇円	二四、五三〇円

二 県営住宅富士見町団地の廃止に伴い、同団地に係る規定を削除することとした。(別表関係)

三 県営住宅電算システムの変更開発に伴い、収入報告書の様式を改めることとした。(様式第二十五号関係)

四 この規則は、平成二年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 肢体不自由者更生施設(第四十三条―第四十五条)」

を「第四款 身体障害者更生施設(第四十三条―第四十五条)」に、「第

三款 空港建設事務所(第一百五十六条の八―第一百五十六条の十)」を「第

三款 削除(第一百五十六条の八―第一百五十六条の十)」に改める。

第六条第一項の表総務部の広報文書課の項中「監理文教係」を「私学振

興係」に改め、同表企画部の企画課の項中「政策企画室」の下に「・リゾ

ート推進室」を加え、同表土木部の営繕課の項中「県民会館等建設室」を

「県民会館建設室」に改める。

第九条の二企画課の項第三号中「地方中核都市の整備」の下に「総合

保養地域の整備」を加える。

第十条社会課の項第二十四号中「肢体不自由者更生施設」を「身体障害

者更生施設」に改める。

第十三条港湾課の項第六号中「空港建設事務所」を削る。  
第四章第三節第四款の款名を次のように改める。

第四款 身体障害者更生施設

第四十三条中「肢体不自由者更生施設」を「身体障害者更生施設」に改

め、同条の表中

鳥取県立身体障害者更生指導所

を

鳥取県立障

害者福祉センター厚和寮

に改める。

第四十四条中「肢体不自由者更生施設は、肢体不自由者」を「身体障害者更生施設は、身体障害者」に改める。

第四十五条の四の表中

鳥取県立鳥取第一授産所

を

鳥

取県立白兔はまなす園

に改める。

第四十五条の六の表中

鳥取県立鳥取第二授産所

鳥取県立鳥取第三授産所

を

鳥 鳥

取県立障害者福祉センターつばさ園

に改める。

取県立障害者福祉センターあさひ園

第四十五条の十の表中

鳥取県立身体障害者療護園

を

鳥

取県立障害者福祉センター友愛寮

に改める。

第四十六条の表中

鳥取県立西部養護老人ホーム

を

鳥取県

立皆生尚寿苑

に改める。

第四十七条の二の表中

鳥取県立西伯特別養護老人ホーム

鳥取県立東部特別養護老人ホーム

鳥取県立中部特別養護老人ホーム

鳥取県立米子特別養護老人ホーム

鳥取県立智頭特別養護老人ホーム

鳥取県立日南特別養護老人ホーム

を

鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥

取県立西伯有楽苑

取県立三津白寿苑

取県立巖城はごろも苑

取県立皆生みどり苑

取県立智頭心和苑

取県立日南石霞苑

に改める。

第六十三条中「、盲部及びろうあ部」を「及び養護部」に改める。

第七十九条中「科及び室を置き、科及び室の」を「科、センター、室及び部を置き、その」に改め、同条の表鳥取県立中央病院の項中

事務科	看護科	薬剤科	病歴管理室
	総務課	庶務係・会計係	
給食室	医事課	管財課	
	医事第一係・医事第二係	施設管理係・用度係	

を

事務部	救命救急センター	周産期センター	腎センター	総合検診センター	中央放射線室	看護部	薬剤部	病歴管理室
	総務課	庶務	施設	度係	医事	理室	養管	

第一係・医 二係	管理係・用	係・会計係							
-------------	-------	-------	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の鳥取県立厚生病院の項中

第一係・医 二係	管理係・用	係・会計係			
-------------	-------	-------	--	--	--

に改める。

第四章第六節第三款を次のように改める。  
第三款 削除

事務科				薬剤科	看護科
給食室	医事課	管財課	総務課		
	医事第一係・医 事第二係	施設管理係・用 度係	庶務係・会計係		

を

事務部				薬剤部	看護部	中央放射線室
栄養管理室	医事課	管財課	総務課			
	医事第一 事第二	施設 度係	庶務			



第百五十六条の八から第百五十六条の十まで 削除

第百五十七条第一項ただし書中「内部組織のうち、医務部並びに病院の内部組織のうち、検査科、看護科、薬剤科及び事務科以外のもの」を「医務部」に改め、同条第二項中「事務科」を「事務部」に、「看護部及び病院の看護科にそれぞれ婦長」を「看護部に婦長を、病院の看護部に副看護部長及び婦長」に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

鳥取県予算規則の一部を改正する規則

鳥取県予算規則（昭和三十九年六月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（歳入歳出予算の款項及び目節の区分）

第三条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、毎会計年度歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書に定めるところによる。

2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号。以下「省令」という。）別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとする。

第四条中「前年度の十一月三十日までに」を「あらかじめ翌年度の」に改める。

第五条第一項中「次の各号に掲げる要求書」を「別に総務部長が定める様式による要求書及び説明資料」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第六条を削る。

第七条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第二章中第八条の次に次の一条を加える。

（補正予算及び暫定予算）

第九条 前五条の規定は、補正予算及び暫定予算の編成について準用する。  
第十二条を削る。

第十三条第一項中「歳出予算配当申請書（様式第十五号）」を「定期又は臨時に歳出予算配当（申請）書（様式第一号）」に改め、同条第二項中「歳出予算配当申請書」を「歳出予算配当（申請）書」に改め、「歳出予算配当書（様式第十六号）により」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十二条とする。

第十四条第一項中「（様式第十七号）」を「（様式第二号）」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「第十三条」を「第十二条」に改め、「ときは、」の

下に「歳出予算配当替書(様式第三号)により」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(予算の執行の制限)

第十五条 歳出予算のうち、国庫支出金、分担金、地方債その他の特定収入を財源の全部又は一部に充てるものは、その歳入が確定した後でなければ執行することができない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

第十六条第一項中「歳出予算流用申請書(様式第十八号)」を「歳出予算流用(申請)書(様式第四号)」に改め、同条第二項中「歳出予算流用申請書」を「歳出予算流用(申請)書」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第十七条第一項中「予備費充当申請書(様式第十九号)」を「予備費充当(申請)書(様式第五号)」に改め、同条第二項中「予備費充当申請書」を「予備費充当(申請)書」に改める。

第十八条第一項中「(様式第二十号)」を「(様式第六号)」に改める。

第十九条第一項中「(様式第二十一号)」を「(様式第七号)」に改める。

第二十条第一項中「(様式第二十二号)」を「(様式第八号)」に改める。

第五章中第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条中「(様式第二十三号)」、「(様式第二十四号)」、「(様式第二十五号)」、「(様式第二十六号)」、「(様式第二十七号)」、「(様式第二十八号)」を削り、第四章中同条を第二十六条とする。

第三章中第二十三条を第二十五条とし、第二十二條の次に次の二條を加える。

(継続費精算報告)

第二十三条 主務部長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、省令別記に規定する継続費精算報告書を作成し、終了の翌年度の八月三十一日までに総務部長に提出しなければならない。

(主要な施策の成果を説明する書類の提出)

第二十四条 主務部長は、総務部長が別に指示するところにより、前年度の主要な施策の成果を説明する書類を作成し、総務部長に提出しなければならない。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第1号(第12条関係)

歳出予算配当(申請)書

予算主務課	年度	会	計	配当区分	款・項・目	事業	配当番号	配当年月日
								年 月 日

款	項	目	事業	予算配当額累計	今回配当(申請)額

(単位:円)

節・細節	予算配当額累計		今回配当(申請)額	節・細節	予算配当額累計		今回配当(申請)額
	年度	会			年度	会	
01 報 酬				11 需用費			
02 給 料				01 食糧費			
03 職 当 等				02 その他の需用費			
01 時間外勤務手当				12 役員業務費			
02 特殊勤務手当				13 委託費			
03 退職手当				14 使用料及び賃借料			
04 その他の手当				15 工事項目費			
05 児童手当				16 原材料費			
04 共 済 費				17 公有財産購入費			
01 職員に係るもの				18 備品購入費			
02 賞金に係るもの				19 負担金、補助及び交付金			
05 災害補償費				20 扶 助 費			
06 恩給及び退職年金				21 貸 付 金			
07 賃 金				22 補償、補填及び賠償金			
08 報 償 費				23 償還金、利子及び割引料			
09 旅 費				24 投資及び出資金			
01 費用弁償費				25 積 立 金			
02 普通旅費				26 寄 附 金			
03 特別旅費				27 公 課 費			
10 交 際 費				28 繰 出 金			



様式第3号 (第14条関係)

歳 出 予 算 配 当 替 書

予 管 主 務 課
-----------

年度	会 計	繰越区分	款・項・目	事 業
----	-----	------	-------	-----

配当替番号
-------

配当替年月日
--------

款	項	目	事 業
---	---	---	-----

配当替先主務課
---------

(単位：円)

節 ・ 細 節	前回までの配当替額	今回配当替額	配当替額累計	備 考
合 計				



様式第 5 号 (第 17 条関係)

予 備 費 充 当 (申 請) 書

予 算 主 務 課	
-----------	--

年度	会 計	繰越区分	款・項・目	事 業

充当番号

充 当 年 月 日
年   月   日

款 項	目	事 業

(単位：円)

節	細 節	予 算 現 額	執 行 済 額	今 後 執 行 見 込 額	差 引 不 足 額	予 備 費 充 当 額	備 考
合 計							

様式第六号から様式第十九号までを削る。

様式第二十号中「様式第20号（B列4号）」を「様式第20号（第18条関係）」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第二十一号中「様式第21号（B列4号）」を「様式第21号（第19条関係）」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第二十二号中「様式第22号（B列4号）」を「様式第22号（第20条関係）」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第二十三号から様式第二十八号までを削る。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行し、平成二年度分の予算から適用する。

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和三十年五月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改める。

第八条中「組合員加入（脱退）届」を「組合員加入（変更・脱退）届」に改める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第一号様式（第三条関係）

納税貯蓄組合設立届		年	月	日
フリガナ				
組合名称				(注1)
組合住所	市	町	丁目	
	郡	村		
	番	番地	番号	様方
フリガナ				印
組合長名				
電話番号	先号			
取扱税目 (注2)	個人事業税・特別地方消費税・自動車税			
設立年月日	年	月	日	

このたび、納税貯蓄組合法第2条第1項の規定による納税貯蓄組合を設立しましたので、納税貯蓄組合法施行令第1条の規定により規約の謄本3通を添えてお届けします。

鳥 取 県 知 事 殿

備考

- 1 (注1) の欄は、記入しないこと。
- 2 (注2) の欄は、該当する税目を○で囲むこと。





第六号様式(第八条関係)

納税貯蓄組合規約変更届		年	月	日
フリガナ				
組合名称				
組合住所	市	町	丁目	(注1)
	郡	村		
	番	番地	号	様方
フリガナ				印
組合長名				
連絡番号				
取扱税目(注2)	個人事業税・特別地方消費税・自動車税			
変更年月日	年	月	日	

このたび、組合規約を別添のとおり変更しましたのでお届けします。  
鳥取県知事 殿

備考

- (注1)の欄は、記入しないこと。
- (注2)の欄は、該当する税目を○で囲むこと。

第七号様式(第八条関係)

納税貯蓄組合員加入(変更・脱退)届  
鳥取県知事 殿  
組合事務所所在地  
納税貯蓄組合名  
代表者氏名  
年 月 日  
印

次の者は、当納税貯蓄組合に加入(届出事項の変更・組合から脱退)しましたのでお届けします。

フリガナ		納税貯蓄組合における役職名	
氏名			
フリガナ		役名(注2)	
代表者氏名(注1)			
住所	市	町	丁目
	郡	村	
	番	番地	号
連絡番号			様方
取扱税目(注4)	個人事業税・特別地方消費税・自動車税		
資本金等の額(注5)			円
加入年月日	変更年月日	脱退年月日	

備考

- (注1)、(注2)及び(注5)の欄は、組合員が法人である場合に記入すること。
- (注3)の欄は、記入しないこと。
- (注4)の欄は、該当する税目を○で囲むこと。
- 変更の場合は、変更後の事項により記入すること。

第八号様式中「昭和 年 月 日付」を「 年 月 日付」に改める。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項中「事務長」を「事務部長」に、「事務次長」を「事務部次長」に改める。

第四十三条第一項中「各科各室」を「各科、各センター、各室及び各部」に改める。

第六十九条第一号中「事務長、次長、薬剤長」を「事務部長、事務部次長、薬剤部長」に改める。

別表の病院事業勘定科目の繰延勘定の表中

※ 勘 定 名


を

災 害 損
控除対象外消費

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項及び第三項、第四十三条第一項並びに第六十九条第一号の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県営病院事業財務規則別表の規定は、平成元年度の事業年度から適用する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十一号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第二号中「精神又は」を削る。

第十八条の二第一項中「八月分の授業料については、」を「、四月分の授業料については四月二十日、八月分の授業料については」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一(六条関係)

授業科目及び授業時数

専	目 科 礎 基	科 目 名	時 間			備 考
			講 義	実 習	計	
生化学 解剖生理学 医学概論	人文科学 哲学 社会科学 社会学 心理学 社会学 自然科学 物理学 统计学 外国語 保健体育	人文科学	三〇		三〇	
		哲学	三〇		三〇	
		社会科学	三〇		三〇	
		社会学	三〇		三〇	
		心理学	三〇		三〇	
		社会学	三〇		三〇	
		自然科学	三〇		三〇	
		物理学	三〇		三〇	
		统计学	三〇		三〇	
		外国語	一〇〇		一〇〇	
		保健体育	六〇		六〇	実技を含む。

専 門	目 科 礎 基 門		
基礎看護学 看護学概論 基礎看護技術 臨床看護総論 成人看護学 成人看護概論 成人保健 成人臨床看護 老人看護学 老人看護概論 老人保健 老人臨床看護 小児看護学 小児看護概論 小児保健 小児臨床看護	栄養学 薬理学 病理学 微生物学 公衆衛生学 社会福祉 関係法規 精神保健	三五五 四五 二二五 八五 三三五 一五 三〇 二九〇 九〇 一五 一五 六〇 二二〇 一五 一五 三〇 七五	三五五 四五 二二五 八五 三三五 一五 三〇 二九〇 九〇 一五 一五 六〇 二二〇 一五 一五 三〇 七五

合 計	目		科	
	小	計	母性看護学	母性看護概論
一、九六五	一、〇二〇		七五	一一〇
一、〇三五	一、〇三五	臨床実習 基礎看護 成人看護 老人看護 小児看護 母性看護	七五	一一〇
三、〇〇〇	二、〇五五	六三〇 一三五 一三五 一三五 一三五	七五	一一〇

備考 演習及び校内実習は、講義に含まれる。

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第二号中「精神又は」を削る。

第十八条の二第一項中「八月分の授業料については、」を「、四月分の授業料については四月二十日、八月分の授業料については」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(六条関係)

一 第一看護学科  
授業科目及び授業時数

目 科 礎 基 門 專	目 科 礎 基		科 目 名	講 義 時 間 数	備 考
	保健体育	外国語			
医学概論	三〇		人文科学	三〇	
解剖生理学	二〇		心理学	三〇	
生化学	三〇		教育学	三〇	
栄養学	三〇		社会科学	三〇	
薬理学	四四		社会学	三〇	
病理学	一〇五		統計学	三〇	
微生物学	四五		自然科学	三〇	
公衆衛生学	三〇		化学	三〇	
社会福祉	三〇		物理学	三〇	
関係法規	三〇		外国語	二〇	
精神保健	四五		保健体育	六〇	
					実技を含む。



科	門	専	目	科	礎	基
母性看護学 母性看護概論	小児看護学 小児保健 小児臨床看護	老人看護学 老人看護概論 老人保健 老人臨床看護	成人看護学 成人看護概論 成人保健 成人臨床看護	基礎看護学 看護学概論	基礎看護技術 臨床看護総論	病理学 微生物学 公衆衛生学 社会福祉 関係法規 精神保健
一五	九〇 四五 三〇	一五 一五 一五 三〇	一五 三〇 三〇	二四〇 一五 一五 三〇	七五 七五 七五	一〇五 三〇 一五 三〇 一五 三〇
一五	九〇 四五 三〇	一五 一五 一五 三〇	一五 三〇 三〇	二四〇 一五 一五 三〇	七五 七五 七五	一〇五 三〇 一五 三〇 一五 三〇

科目名	時間数		備考
	講義	実習	
公衆衛生看護学	三七五	一八〇	研究六〇時間を含む。
公衆衛生看護学概論	四五	五五	
地区活動論	七五	四五	
家族相談援助論	九〇	一〇五	
健康教育論	一五	三〇	
保健指導総論	三〇	四五	

  

合 計	目		合 計	備 考
	小 計	母性看護		
一、三八〇	六七五	四三〇	二、一〇〇	
七二〇	七二〇	四三〇	一、三九五	
九〇	九〇	九〇	九〇	
九〇	九〇	九〇	九〇	
四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	
九〇	九〇	九〇	九〇	
七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	
三〇	三〇	三〇	三〇	

三 保健助産学科  
 授業科目及び授業時数  
 備考 演習及び校内実習は、講義に含まれる。

備考 演習及び校内実習は、講義に含まれる。

小 計	助産学概論	一五	一五	一五	小 計	保健指導各論	一一〇	九〇	二一〇	母子保健を含む。
	生殖の形態・機能	四五	四五	四五		二〇	二〇	三五	学校保健を含む。	
合 計	母性の心理・社会学	四五	四五	四五	九一五	成人保健指導	二五	二〇	四五	六〇
	乳幼児の成長発達	一五	一五	一五		二五	二五	四五	六〇	
小 計	助産診断学	一〇五	二七〇	四八〇	三六〇	疫学	六〇	三〇	六〇	六〇
	助産技術学	一〇五	二七〇	四八〇		二五	五	三〇	六〇	
合 計	地域母子保健	一五	四五	六〇	五四〇	健康管理論	六〇	六〇	六〇	六〇
	助産業務管理	一五	四五	六〇		六〇	六〇	六〇	六〇	
小 計	地域母子保健	一五	四五	六〇	三六〇	産業保健指導	二五	二〇	四五	二二〇
	助産業務管理	一五	四五	六〇		二五	二〇	四五	二五	
合 計	助産業務管理	一五	四五	六〇	九一五	高齡者保健指導	三〇	二五	五五	二一〇
	地域母子保健	一五	四五	六〇		二五	二〇	四五	二五	

附 則

- この規則は、平成二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校において、看護婦として必要な知識及び技能を修習中の者に係る授業科目及び授業時数については、この規則による改正後の鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「県管住宅家賃納入通知書（様式第十号）」を「納入通知書」に改める。

別表の川下町団地の項を次のように改める。





<p>から一八 一六 一〇、七二〇円</p>	<p>を</p>	<p>一五五号から一五七号まで及び五号までの住宅</p>	<p>一七二号から一七 八 二四、六〇〇円</p>	<p>に改め、同表の安倍彦名団</p>	<p>地の項を次のように改める。</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">安倍彦名団</td> </tr> <tr> <td>第一種県営住宅</td> <td>(一) 三二〇一号から三二一〇三号までの</td> </tr> <tr> <td>第二種県営住宅</td> <td>(二) 三二一〇四号の住宅</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(三) 及び(四)に掲げる住宅以外の住宅</td> </tr> </table>	安倍彦名団		第一種県営住宅	(一) 三二〇一号から三二一〇三号までの	第二種県営住宅	(二) 三二一〇四号の住宅	"	(三) 及び(四)に掲げる住宅以外の住宅	<table border="1"> <tr> <td>住宅</td> <td>三二</td> <td>四一、〇九〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三</td> <td>三三、七四〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一</td> <td>二八、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一二</td> <td>三三、二四〇円</td> </tr> </table>	住宅	三二	四一、〇九〇円		三	三三、七四〇円		一	二八、二〇〇円		一二	三三、二四〇円	<p>別表の高松団地の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>"</td> <td>一二号から一四号までの住宅</td> </tr> <tr> <td>第一種県営住宅</td> <td>一五号から一八号までの住宅</td> </tr> <tr> <td>第二種県営住宅</td> <td>二二号及び二二号の住宅</td> </tr> </table>	"	一二号から一四号までの住宅	第一種県営住宅	一五号から一八号までの住宅	第二種県営住宅	二二号及び二二号の住宅		
安倍彦名団																																				
第一種県営住宅	(一) 三二〇一号から三二一〇三号までの																																			
第二種県営住宅	(二) 三二一〇四号の住宅																																			
"	(三) 及び(四)に掲げる住宅以外の住宅																																			
住宅	三二	四一、〇九〇円																																		
	三	三三、七四〇円																																		
	一	二八、二〇〇円																																		
	一二	三三、二四〇円																																		
"	一二号から一四号までの住宅																																			
第一種県営住宅	一五号から一八号までの住宅																																			
第二種県営住宅	二二号及び二二号の住宅																																			
<table border="1"> <tr> <td>四</td> <td>一五、五五〇円</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>九、四七〇円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>一五、一四〇円</td> </tr> </table>	四	一五、五五〇円	四	九、四七〇円	二	一五、一四〇円	<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>第一種県営住宅</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>第二種県営住宅</td> <td>"</td> </tr> </table>	第一種県営住宅	"	第二種県営住宅	"	<p>二二一〇一号から二二一〇四号まで、二二二〇一 号から二二二〇四号まで、二二三〇一号から二二 三〇四号まで及び二二四〇一号から二二四〇四号 までの住宅</p> <table border="1"> <tr> <td>一六</td> <td>三七、五八〇円</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>一五、五五〇円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>一五、一四〇円</td> </tr> </table>	一六	三七、五八〇円	四	一五、五五〇円	二	一五、一四〇円	<p>に改め、同表余子団地の項中</p> <p>一号から三〇号までの住宅</p> <table border="1"> <tr> <td>一五、一四〇円</td> <td>を</td> <td>一号から二〇号までの住宅</td> </tr> <tr> <td>三〇</td> <td></td> <td>二二号、二二号、二四号及び二五号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>二三号及び二六号の住宅</td> </tr> </table>	一五、一四〇円	を	一号から二〇号までの住宅	三〇		二二号、二二号、二四号及び二五号			二三号及び二六号の住宅	<p>の住宅</p> <table border="1"> <tr> <td>二〇</td> <td>一五、一四〇円</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>二五、九二〇円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>二四、五三〇円</td> </tr> </table> <p>に改める。</p>	二〇	一五、一四〇円	四	二五、九二〇円	二	二四、五三〇円	<p>様式第十号を次のように改める。 様式第二十五号を次のように改める。</p>
四	一五、五五〇円																																			
四	九、四七〇円																																			
二	一五、一四〇円																																			
第一種県営住宅	"																																			
第二種県営住宅	"																																			
一六	三七、五八〇円																																			
四	一五、五五〇円																																			
二	一五、一四〇円																																			
一五、一四〇円	を	一号から二〇号までの住宅																																		
三〇		二二号、二二号、二四号及び二五号																																		
		二三号及び二六号の住宅																																		
二〇	一五、一四〇円																																			
四	二五、九二〇円																																			
二	二四、五三〇円																																			



附則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

保母修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

保母修学資金貸付規則を廃止する規則

保母修学資金貸付規則（昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】